

2019年度障害福祉サービス事業所等 実地指導の結果（町田市）

2020年7月7日現在

実地指導は、サービスを提供する事業所が法令等で定める基準を満たしているかについて確認し、満たしていない部分について改善を求めるために行っています。

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
5月8日	あいわホーム町田大蔵	アイワサービス株式会社	共同生活援助	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				受給者証記載事項を記載すること。	改善済
				業務管理体制の整備に関する事項を届け出ること。	改善済
				個別支援計画未作成減算を適正に算定すること。	改善済
				入院時支援特別加算を適正に算定すること。	改善済
				長期入院時支援特別加算を適正に算定すること。	改善済
				帰宅時支援加算を適正に算定すること。	改善済
5月13日	町田市社会福祉協議会ガイドヘルパーステーション	社会福祉法人町田市社会福祉協議会	同行援護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				介護給付費の額について通知していないので通知すること。	改善済
				同行援護計画を作成すること。	改善済
				同行援護計画の内容について、利用者及びその同居の家族に説明し、交付すること。	改善済
				運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
				利用者又はその家族に関する情報提供の事前同意を得ていないので是正すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
5月13日	町田市社会福祉協議会 ガイドヘルパー ステーション	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	同行援護	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていないので是正すること。	改善済
5月16日	ヘルパー ステーション 成瀬	社会福祉法人 創和会	居宅介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				介護給付費の額について通知していないので通知すること。	改善済
				初回加算を適正に算定すること。	改善済
			重度訪問介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				介護給付費の額について通知していないので通知すること。	改善済
5月23日	OYAJI スタジオ	株式会社癒し スタジオ SINCERITY	居宅介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
				支援法及び支援法施行規則で定める事項（運営規程）の変更を届け出ること。	改善済
				業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていないので是正すること。	改善済
			重度訪問介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導すること。	改善済
				運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
				利用者又はその家族に関する情報提供の事前同意を得ること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
5月23日	OYAJIスタジオ	株式会社癒しスタジオ SINCERITY	重度訪問介護	サービスの提供により事故が発生した場合は、都、区市町村及び利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。	改善済
				支援法及び支援法施行規則で定める事項（運営規程）の変更を届け出ること。	改善済
				業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていないので是正すること。	改善済
5月29日	相談支援センターさくら	有限会社G	計画相談支援	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				計画相談支援給付費の額を通知すること。	改善済
				運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
6月6日	成瀬寮	社会福祉法人 つるかわ学園	共同生活援助	なし	—
6月13日	相談支援事業所うらら	特定非営利活動法人 小春日和	計画相談支援	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
				体制整備加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨が分かるよう掲示すること。	改善済
			障害児相談支援	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
6月13日	相談支援事業所うらら	特定非営利活動法人 小春日和	障害児相談支援	体制整備加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨が分かるよう掲示すること。	改善済
6月20日	レ・マーニ	特定非営利活動法人 レ・マーニ	放課後等デイサービス	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な措置を行うこと。	改善済
				運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
				業務管理体制の整備に関する変更事項を届け出ること。	改善済
6月26日	ボワ・コンサール	社会福祉法人 ボワ・すみれ福祉会	児童発達支援	運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を定め、都知事へ届出を行うこと。	改善済
			放課後等デイサービス	運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を定め、都知事へ届出を行うこと。	改善済
7月4日	ぴっころもんど	一般社団法人 なれっじ・ネットワーク	児童発達支援	障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				児童福祉法及び児童福祉法施行規則で定める事項（運営規程）の変更を届け出ること。	改善済
				業務管理体制の整備に関する事項の届出をすること。	改善済
			放課後等デイサービス	障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				児童福祉法及び児童福祉法施行規則で定める事項（運営規程）の変更を届け出ること。	改善済
				業務管理体制の整備に関する事項の届出をすること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
7月8日	町田リス園	特定非営利活動法人 町田リス園	就労継続支援B型	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
				業務管理体制の整備に関する事項の届出をすること。	改善済
				サービスの提供の記録について支給決定障害者等から確認を受けること。	改善済
				サービスの提供により事故が発生した場合は、都、区市町村及び利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。	改善済
				毎年度、当該年度の目標工賃と、前年度の工賃実績を利用者に通知すること。	改善済
				就労支援事業別事業活動明細書、就労支援事業販管費明細書を作成すること。	改善済
7月18日	クラフト工房LaMano	特定非営利活動法人 LaMano	就労継続支援B型	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）を適正に算定すること。	改善済
				運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
				支援法及び支援法施行規則で定める事項の変更について、届出をすること。	改善済
				サービスの提供の記録について支給決定障害者等から確認を受けること。	改善済
				訓練等給付費の額について通知していないので通知すること。	改善済
				毎年度、当該年度の目標工賃と、前年度の工賃実績を利用者に通知すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
7月18日	クラフト工房LaMano	特定非営利活動法人LaMano	就労継続支援B型	就労支援事業販管費明細書を作成すること。	改善済
7月25日	相談支援センターポンテ	社会福祉法人ウィズ町田	計画相談支援	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めること。	改善済
				支援法及び支援法施行規則で定める事項（運営規程及び相談支援専門員の氏名等）の変更を届け出ること。	改善済
			障害児相談支援	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めること。	改善済
				児童福祉法及び児童福祉法施行規則で定める事項（運営規程と相談支援専門員の氏名等）の変更を届け出ること。	改善済
8月6日	グリーンリーフ	合同会社ユニテッドアジア	共同生活援助	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				サービスの提供の記録について支給決定障害者から確認を受けること。	改善済
				受給者証記載事項を記載すること。	改善済
				共同生活援助サービス費（Ⅰ）を適正に算定すること。	改善済
				サービス管理責任者欠如減算を適正に算定すること。	改善済
				夜間支援等体制加算（Ⅰ）を適正に算定すること。	改善済
				日中支援加算（Ⅰ）を適正に算定すること。	改善済
日中支援加算（Ⅱ）を適正に算定すること。	改善済				

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
8月6日	グリーン リーフ	合同会社 ユナイテッド アジア	共同生活援助	入院時支援特別加算を適正に算定すること。	改善済
				長期入院時支援特別加算を適正に算定すること。	改善済
				帰宅時支援加算を適正に算定すること。	改善済
	オレンジ リーフ、ス カイリーフ		短期入所	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				サービスの提供の記録について、支給決定障害者等から確認を受けること。	改善済
				受給者証記載事項を記載すること。	改善済
				介護給付費の額に係る通知を、支給決定障害者等に対し行うこと。	改善済
8月28日	カブス	社会福祉法人 町田市社会福 祉協議会	共同生活援助	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				受給者証記載事項を記載すること。	改善済
				帰宅時支援加算を適正に算定すること。	改善済
9月13日	ボワ・ミニ ヨン	社会福祉法人 ボワ・すみれ 福祉会	共同生活援助	運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
				サービスの提供により事故が発生した場合は、東京都、区市町村及び利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。	改善済
	であい		短期入所	利用契約成立時に必要事項を記載した書面を交付すること。	改善済
				利用者又はその家族に関する情報提供の事前同意を得ること。	改善済
				運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
9月18日	ベロニカ苑	社会福祉法人地の星	生活介護	なし	—
9月20日	赤い屋根	社会福祉法人ウイズ町田	生活介護	勤務表を作成すること。	改善済
				サービスの提供の記録について支給決定障害者等から確認を受けること。	改善済
9月25日	サポートセンター町田とも	社会福祉法人白峰福社会	生活介護	なし	—
10月8日	ハッピーテラス町田駅前	株式会社現代企画	児童発達支援	秘密保持に係る必要な措置を講じること。	改善済
			放課後等デイサービス	人員に関する基準を遵守すること。	改善済
				秘密保持に係る必要な措置を講じること。	改善済
10月10日	かがやき	社会福祉法人まちだ育成会	生活介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
			就労継続支援B型	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				欠席時対応加算を適正に算定すること。	改善済
11月1日	わいわいプラス町田教室	ムック株式会社	放課後等デイサービス	障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				業務管理体制の整備に関する事項を届け出ること。	改善済
11月14日	富士清掃サービス	社会福祉法人富士福社会	就労継続支援B型	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を適正に算定すること。	改善済
				サービス提供の記録を整備し、支給決定障害者等から確認を受けること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
11月14日	富士清掃サービス	社会福祉法人富士福祉会	就労継続支援B型	サービスの提供により事故が発生した場合は、都、区市町村及び利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。	改善済
				就労支援事業別事業活動明細書を作成すること。	改善済
11月18日	シャロームの家	社会福祉法人紫苑の会	生活介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				サービスの提供により事故が発生した場合は、東京都、区市町村及び利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。	改善済
11月29日	セレリアンス・サポート町田	セレリアンス株式会社	計画相談支援	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				計画相談支援給付費の額を通知すること。	改善済
			障害児相談支援	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				障害児相談支援給付費の額を通知すること。	改善済
12月4日	地域生活支援センターかのん	特定非営利活動法人ほとぼっぼ	放課後等デイサービス	障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
			短期入所	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				サービスの提供により事故が発生した場合は、都、区市町村及び利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。	改善済
				業務管理体制の整備に関する事項を届け出ること。	改善済
12月10日	喫茶けやき	特定非営利活動法人アミティ町田けやき	就労継続支援B型	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				支援法及び支援法施行規則で定める事項（運営規程及びサービス管理責任者の氏名等）の変更を届け出ること。	改善済
				業務管理体制の整備に関する事項を届け出ること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
12月10日	喫茶けやき	特定非営利活動法人 アミティ町田 けやき	就労継続支援B型	サービスの提供の記録について支給決定障害者等から確認を受けること。	改善済
				毎年度、当該年度の目標工賃と、前年度の工賃実績を利用者に通知すること。	改善済
				就労支援事業別事業活動明細書、就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書を作成すること。	改善済
1月20日	つるかわ学園職業準備支援センター	社会福祉法人 つるかわ学園	就労移行支援	福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)を適正に算定すること。	改善済
	つるかわ学園相談支援センター こころ		計画相談支援	なし	—
1月28日	町田生活実習所	社会福祉法人 白峰福祉会	生活介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。	改善済
2月4日	町田市美術工芸館	社会福祉法人 まちだ育成会	生活介護	なし	—
			就労継続支援B型	なし	—
2月14日	地の星なんでも相談室	社会福祉法人 地の星	計画相談支援	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				利用者又はその家族に関する情報提供の事前同意を得ていないので是正すること。	改善済
				サービス担当者会議実施加算を適正に算定すること。	改善済
				サービス提供時モニタリング加算を適正に算定すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2月21日	なないろ	社会福祉法人 ウィズ町田	生活介護	支援法及び支援法施行規則で定める事項の変更を届け出ること。	改善済
				サービスの提供により事故が発生した場合は、都、区市町村及び利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。	改善済
			就労継続支援B型	支援法及び支援法施行規則で定める事項の変更を届け出ること。	改善済
2月26日	クローバーの会	特定非営利活動法人 クローバーの会	就労継続支援B型	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				サービスの提供の記録について支給決定障害者等から確認を受けること。	改善済
3月3日	障害者生活支援センター まちだや	特定非営利活動法人 町田ヒューマンネットワーク	計画相談支援	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
			地域移行支援	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
			地域定着支援	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済

なお、実地指導の方法や確認内容については、町田市ホームページ「障害福祉サービス事業所等に対する指導等について」をご覧ください。

[掲載場所]

町田市ホームページ>医療・福祉>社会福祉法人の認可・指導、福祉サービス事業者の指導>障害福祉サービス事業所等に対する指導等について

【お問い合わせ】

町田市地域福祉部指導監査課

電話：042-724-4078 FAX：050-3085-0996